

長崎県大学図書館協議会 研修企画委員会 内規

- 第1条 この委員会は、会則第11条の規定に基づいて設けるものとする。
- 第2条 この委員会は、館員の研修に関する事項の企画・立案および実施にあたる。
- 第3条 委員会は、別に定めるローテーション表に基づき、数館の委員館をもって構成する。
- 第4条 委員会に委員長館を置く、委員長館は委員館の互選による。
- 第5条 委員長館は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。
- 第6条 委員館の任期は1年とし、総会の翌日から次回の総会の日までとする。
ただし、再任を妨げない。
- 第7条 研修の実施にあたっては、必要に応じて実施委員を委嘱することができる。

附 則

- 1 この内規は、平成9年3月25日から実施する。
- 2 この内規は、平成24年6月8日から実施する。